



## 雇入れ時教育の実施について

### ～未熟練労働者の安全衛生意識の向上を図りましょう～

労働災害を防止するためには、機械の本質的安全化等災害原因の中の物理的な要因を除去することが基本となりますが、同時に作業につく労働者に安全衛生教育を実施することが重要です。

機械装置、安全装置、化学物質等の危険性、有害性・取扱い方法の教育が徹底されず、新入社員、経験の浅い労働者が障害を伴う労働災害も発生しています。

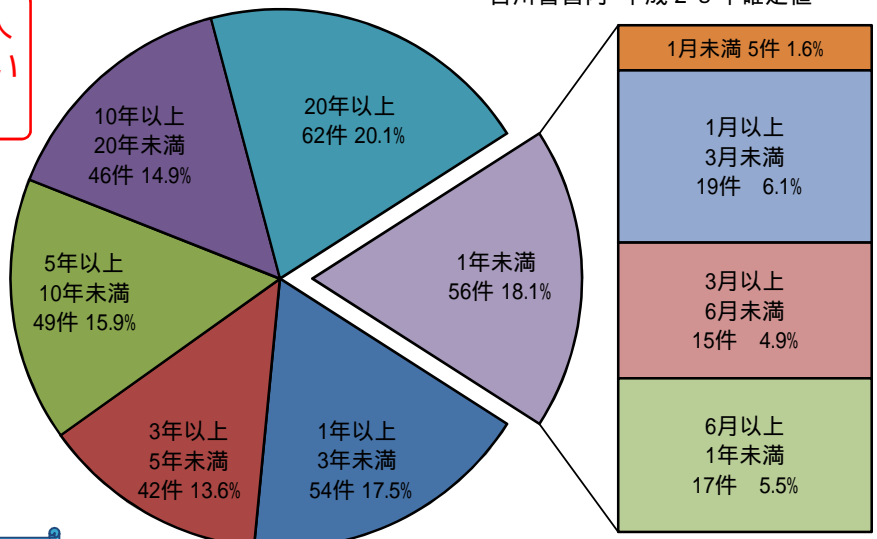
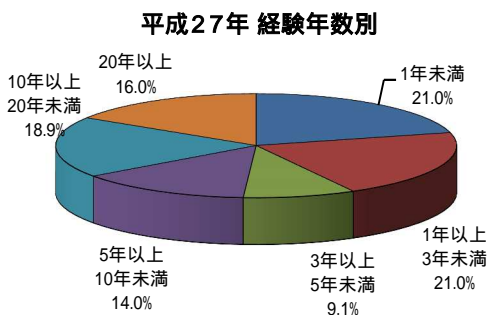
労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときには、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことが定められていますので、効果的な教育をお願いします。

なお、経験豊富な労働者の労働災害も増加傾向にありますので、職制に変更があった際、入社から5年経過時等の定期的な教育も併せてお願いします。

平成28年経験年数別労働災害発生状況

古川署管内 平成28年確定値

例年、被災労働者の約4人に1人が経験1年未満の労働者となっています。



### 雇入れ時教育を実施するにあたって

安全教育のために必要な期間、時間等をあらかじめ十分に検討し、計画的に実施すること。教育内容はできる限り具体的なものになるよう努めること。特に、機械設備の使い方については、その性能、危険性なども含めて、具体的な説明、教育を行うこと。

災害事例などを含め、目でみてわかる内容を工夫し、相手に『教育を受けよう』という意欲を起こさせること。

基本的なことでも「知っていて当たり前」などと思わず、丁寧な教育に努めること。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)は全業種共通の必須・基本的事項であること。

理解度、習熟度の確認も行うこと。

これらについては、次のマニュアルで担当者向けの情報、講師向けの情報、テキスト及び教育の習得確認チェックリスト例等が掲載され、参考になりますのでご活用ください。

- 製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル(厚生労働省 HP 掲載済)
- 高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル(厚生労働省 HP 掲載済)
- 商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル(今後公表予定)
- 陸運業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル(今後公表予定)

# 平成 28 年労働災害発生状況について（確定）

	25年 全期	26年 全期	27年 全期	28年全期				29年 3月末
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	構成比	前年比	増減率	死傷(死亡)
全産業	309 (2)	269 (2)	247 (2)	309 (2)	100	+62	+25.1	53
製造業	91	52 (1)	59	85	27.5	+26	+44.1	16
建設業	58	36	39 (1)	56 (1)	18.1	+17	+43.6	6
土木工事業	18	8	12	16	5.2	+4	+33.3	3
建築工事業	35	25	23 (1)	33 (1)	10.7	+10	+43.5	3
その他建設業	5	3	4	7	2.3	+3	+75.0	0
運輸交通業	39	51	37	45	14.6	+8	+21.6	9
商業	36	41	37	47 (1)	15.2	+7	+27.0	7

## 第 12 次労働災害防止計画 最終年度

平成 29 年は、第 12 次労働災害防止計画（以下「第 12 次防」）の最終年度となります。

第 12 次防では、平成 29 年時点で労働災害発生件数を平成 24 年よりも 20%減少となる 272 件を目標としています。また、健康確保として、ストレスチェックをはじめとしたメンタルヘルス対策の推進、過重労働対策の推進、リスクアセスメント等による化学物質の健康障害防止対策の推進を図ることとしています。

安全管理活動及び衛生管理活動の点検を実施していただき、計画的な安全衛生管理活動をお願いします。

## 第 12 次労働災害防止計画 目標値

	H24	H29		H24	H29
全産業	340	272 (-20%)	製造業	85	72 (-15%)
建設業	65	45 (-30%)	陸上貨物運送業	43	36 (-15%)
小売業	38	30 (-20%)	社会福祉施設	20	17 (-15%)

## 「STOP! 転倒災害プロジェクト」

転倒災害は、日常でも起こる災害であることから、事業者、労働者ともに安全意識が低い傾向にあります。また、加齢により身体強度や運動機能が低下するため転倒しやすく、わずかな躓きであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

### 転倒災害防止対策のポイント

#### 4S（整理・整頓・清掃・清潔）

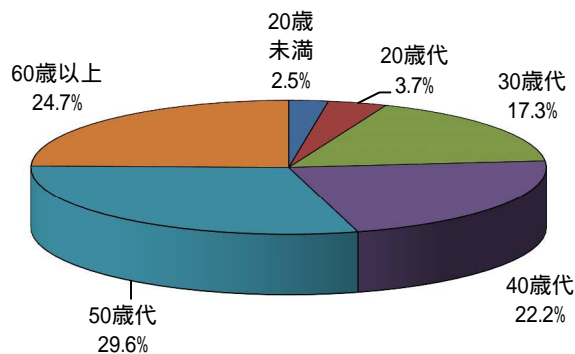
- ・ 転倒災害防止のためのチェックシートを活用
- ・ 転倒しにくい作業方法
- ・ 足元が見えにくい状態で作業をしない
- ・ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- その他の対策
- ・ ステッカー等による危険の見える化

### 転倒災害の主な原因



### 転倒災害年齢別の発生状況

古川署管内 平成 28 年確定値



平成 28 年は 309 件中 81 件（26.2%）が転倒災害、事故の型別で 1 の発生率

発行：古川労働基準監督署 安全衛生課（本誌に対するご意見、苦情等があればご連絡ください。）

電話 0229-22-2112(代表) 〒989-6161 大崎市古川駅南 2-9-47

バックナンバーは  「宮城労働局 古川労働基準監督署からのお知らせ」で